



中国籍の観光目的台湾渡航 申請について

← ← ← 申請方法や申請資料は随時更新されますので、最新情報はWEBでご確認ください

横浜分処 受付対象

以下全ての条件を満たす方


1. 観光目的で台湾渡航する (商務目的の方は商務というように目的に合った種類の許可証を申請してください)
2. 有効期限が三ヶ月以上残っている日本在留カードを所持している
3. 在留カード記載住所が神奈川県/静岡県である
4. 第三国(日本含む)から台湾渡航する (中国大陸から直接の台湾渡航時に別途必要な「通行証」については中国当局にお問い合わせください)

	直接申請	オンライン事前登録申請
申請種別	直接申請は審査に時間が掛かります。ので<自分でオンライン事前登録をするのが難しく、代わりに操作してくれる家族友人がいない方>または<出発予定日まで十分時間がある方>以外は オンライン事前登録申請をお勧めします。	
申請方法	予約不要 申請者本人による窓口申請(未成年者は両親代理申請可)	オンライン事前登録後、選択した日時に申請者本人が窓口申請 (窓口で正式に受付。未成年者は両親代理申請可)
受付時間	平日 9:30-10:30 / 13:00-14:00 オンライン事前登録された方優先受付なので 待ち時間が発生することもあります	オンライン事前登録時に選択した時間に窓口に来ること
受取方法	申請者/代理人窓口受取 (予約不要) 平日 9:00-11:30 13:00-16:00	E-MailにてPDFデータを送信しますので 受取に来る必要はありません 自分で印刷(A4、カラー)して使用すること
申請書	紙の申請書を記入	事前にオンラインで申請書を記入 紙の申請書は不要 代わりに 予約確認票を印刷して持参 すること
審査期間	通常 4-6週	通常 10-15営業日
記入した情報が正しくなかったり、不足資料追加提出等があった際は 上記の審査日数を超えることもありますのでご了承ください。 申請受付は許可証発給をお約束するものではなく、審査の結果発給されない方もいらっしゃいます。 必ず許可証を受け取ってから航空券を手配すること！		

許可証種別	シングル	マルチ
申請条件	中国パスポート： 台湾入国時に有効期限6ヶ月以上 (または旅行証) 在留カード：申請時に 有効期限3ヶ月以上	台湾入国時に有効期限6ヶ月以上 中国パスポート： + (または旅行証) 申請時に 有効期限1年以上 在留カード：申請時に 有効期限1年以上
[随行家族]はマルチ申請不可。マルチは単独申請のみ。		
有効期限	許可証が発行されてから 3ヶ月	許可証が発行されてから 1年
停留可能期間	入国後最大15日滞在可能	毎回入国後最大15日滞在可能
費用	2,700円[審査機関の規定により不定期で金額が変わります] 申請当日 現金払いのみ	4,500円[審査機関の規定により不定期で金額が変わります] 申請当日 現金払いのみ

必要資料は2ページ目をご参考ください

以下は基本資料であり、審査の過程で資料の追加提出を求められる場合があります。ご了承ください。

		必要書類		
全ての申請者	1	<p>写真</p> <p>直接申請者:2枚 / オンライン事前登録申請者:1枚</p> <p>○写真館や証明写真機で撮影した写真 ×携帯等で自撮りした写真は不可 ×規格に合わない写真は不可</p>	<p>以下全ての条件を満たす写真</p> <ol style="list-style-type: none"> カラーで自費撮影写真【灰色、水色不可】 最近二年以内に撮影した撮影 写真の大きさは4.5cm x 3.5cm つむじから顎までの長さが8.2-8.8cmの間 髪や眼鏡で眉毛や耳が隠れていないこと 口を閉じていること(歯を見せない) カラーやディファインのコンタクトを着用していないこと 加工されていない写真であること 	
	2	オンライン事前登録申請	<p>予約確認票</p> <p>予約完了時のページでダウンロード出来ます</p> <p>A4サイズで印刷して必ず当日持参すること(印刷時に拡大や縮小しないこと)</p>	
	3	直接申請	申請書	
	3	3 + 4両面 + 5両面 (+14-3B両面)を同じ紙(A4)に印刷出来る方はそうしていただくと大変助かります	中国パスポート(または旅行証) (台湾渡航時に有効期限が6ヶ月以上)	原本 + A4コピー1部 (原本を提示しないと受付出来ません! 確認後その場で返却)
	4		在留カード (申請時に有効期限が3ヶ月以上)	原本 + A4両面コピー1部 (原本を提示しないと受付出来ません! 確認後その場で返却)
	5		中国大陸の身分証	原本 + A4両面コピー1部 (原本が中国国内にある等提出が難しい場合はコピーのみ可) 有効期限が切れている方、生まれてから申請したことが無い方等は無大陸身分証者切替書を記入して提出
	6	住民票	原本1部(後述の[随行家族]は[代表申請者]と共用可)	<ol style="list-style-type: none"> 最近三ヶ月以内に神奈川県/静岡県が発行した住民票 内容を省略せず、在留カード番号等を明記。1人1部。(マイナンバー個人番号及び[住民コード]は省略可) 未成年申請者は必ず全家族分の住民票を用意し、続柄欄で両親との関係を明記。("同居人"表記不可)
	7	申請同意書	所定用紙あり、申請者本人がサインすること	
	8	未成年申請者 ひとり親家庭は別途弊処までお問い合わせください	父母同意書	所定用紙あり、両親がサインすること
	8		両親双方のパスポート及び在留カード	パスポート:A4コピー1部 在留カード:A4両面コピー1部 全て同じ紙にコピーしても構いません
9	マルチ申請者	マルチ理由書	所定用紙あり、申請者本人がサインすること	
10	有効な許可証を所持している者	有効な許可証	原本1部	
10		放棄同意書	所定用紙あり、申請者本人がサインすること	
11	永住者	上記1-9のみ、別途提出する書類なし		
在留資格ごとの必要書類	12	<p>定住者 / 家族滞在 日本人配偶者(等) 永住者の配偶者(等) 特定活動(家族滞在)</p> <p>必ずどちらかを提出 <1 + 2A> または <1 + 2B></p>	<ol style="list-style-type: none"> 最近一ヶ月以内発行の残高証明書 原本1部 発行日及び証明日がどちらも窓口申請日から一ヶ月以内であること(オンライン事前登録日から一ヶ月以内ではありません) (1)日本の銀行が発行した証明書原本であること。通帳コピーやネットバンクのスクリーンショットでは代用不可。 (ネットバンク発行の正式なPDF版で印がある証明書をカラー印刷したもの可) (2)残高が45万円以上であること (3)申請者本人名義であり、氏名が漢字または英語表記で記載されていること 配偶者や両親等本人以外の名義、氏名がカタカナ表記の場合 受付不可 残高が45万円以上であり、その状態を窓口申請日から一ヶ月以内まで一ヶ月以上維持していることを確認出来る書類 例: 8/10に予約を取り、取れた日が9/10なら[8/1-9/1]や[6/5-8/31]の書類が提出可能(一ヶ月以内は7/10ではなく8/10から計算) 申請者本人名義であり、氏名が漢字または英語表記で記載されていること 配偶者や両親等本人以外の名義、氏名がカタカナ表記の場合 受付不可 <p>2A または 2B</p> <p>2A. 最近一ヶ月以内発行で、最近一ヶ月以上の記録が確認できる取引明細書 原本1部</p> <p>2B. 取引明細書の申請が難しい場合は、申請当日を持参して代用可(最終記帳日が最近一ヶ月以内であること) <通帳原本> + <通帳表紙コピー> + <通帳開いて1ページ目コピー> + <最近1ヶ月以上の取引がわかるページコピー></p>	
	13	留学	<p>最近三ヶ月以内発行の在学証明書 原本1部</p> <p>(1)日本の教育機関が発行した証明書原本(学生証等では代用不可) (2)氏名が漢字または英語表記で記載されていること(カタカナ表記不可)</p>	
	14	<p>技術 / 人文知識 国際業務 / 投資・経営 企業内転勤 高度専門職 特定活動(就労)</p> <p>必ずどちらかを提出 <1 + 2 + 3A> または <1 + 2 + 3B></p>	<ol style="list-style-type: none"> 最近三ヶ月以内発行の在職証明書 原本1部(社員証や名刺、内定通知書では代用不可) 発行日はなるべく西暦で記載、氏名が漢字または英語表記(カタカナ表記不可)で記載されていて、会社印等押印されている正式なものが会社がPDFで発行した場合はカラー印刷したものを提出可 中国パスポートの入出国スタンプが捺されているページ最近1年分 A4コピー1部 日本で在留資格がある状態で最近連続して1年以上居住していることを証明出来る書類 3A または 3B (1年未満、連続していない1年は不可) 3A. 現在所持している在留カードの許可年月日が1年以上前 →別途資料提出の必要なし 3B. 現在所持している在留カードの許可年月日が1年未満 →(1)原本 + A4両面コピー1部 または (2) を提出 (1)許可年月日が1年以上前である、一つ前(1年未満なら二つ前)の在留カード以前の在留カードは留学等違う在留資格でも可 コピーのみでも可 (2)入管で申請した以下を証明出来る書類 在留資格がある状態で最近連続して1年以上居住 	
15	上記の方の随行家族 (二親等以内の血縁者)	<p>随行証明書</p> <ol style="list-style-type: none"> [随行家族]は上記10-13を省略出来る代わりにシングルしか申請出来ません。 マルチを申請したい場合はそれぞれ単独申請すること。 [随行家族]は原則[代表申請者]に同行して入国すること。 オンライン事前登録申請時、必ず[代表申請者]と一緒に予約する事。別々で予約すると[随行家族]として申請出来ません。 		
16	特定活動 (求職中)	<p>申請不可。</p> <p><卒業前に留学(12)で申請>または<就職後に就労(13)で申請>してください。内定通知書では在職証明書の代用不可。</p>		
	特定活動 (その他)	別途弊処までお問い合わせください		

2025. 01. 17. 改訂